

伊勢崎市建設工事請負業者等指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢崎市が発注する建設工事の請負、調査・測量・設計等の業務委託、物品の製造及び購入並びに役務委託（以下「市工事等」という。）契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、伊勢崎市契約規則（令和5年伊勢崎市規則第62号。以下「規則」という。）第4条第2項により作成された競争入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格業者」という。）が工事事故、贈賄及び不正行為を起こした場合並びに有資格業者が暴力団又は暴力団員等と認められる場合の指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、伊勢崎市指名競争入札業者選定委員会に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、規則第2条第3号に規定する予算執行者（以下「予算執行者」という。）は、市工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

3 予算執行者は、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うも

のとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第4条 有資格業者が1つの事案により別表各号の措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が指名停止期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、この限りでない。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。

- 6 市長は、指名停止期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった

場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事業について別表第2第5号、第7号、第9号又は第10号に該当したとき。
- (2) 別表第2第5号から第10号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 別表第2第4号、第5号又は第10号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなった場合は除く。）。
- (5) 当該機関又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する公正な価格を害し、又は不正な利益を得る目的で行う談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第10号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号に該当することとなった場合は除く。）。

（指名停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行

い、第4条第5項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 予算執行者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事その他特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第8条 予算執行者は、指名停止期間中の有資格業者が当該予算執行者の契約に係る市工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受注することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成24年1月23日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成 26 年 3 月 31 日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 4 条、第 5 条関係）

伊勢崎市内において生じた工事事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
（虚偽記載） 1 市工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
（粗雑工事等） 2 市工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。 3 市内における市工事等以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内 当該認定をした日から 1 箇月以上 3 箇月以内
（契約違反） 4 第 2 号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	

5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措置要件	期間
（贈賄）	
1 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	4箇月以上12箇月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を	3箇月以上9箇月以内

代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2 箇月以上 6 箇月以内
2 次のア、イ又はウに掲げる者が群馬県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3 箇月以上 9 箇月以内
イ 一般役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
ウ 使用人	1 箇月以上 4 箇月以内
3 次のア、イ又はウに掲げる者が前 2 号に掲げる区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3 箇月以上 9 箇月以内
イ 一般役員等	1 箇月以上 4 箇月以内
ウ 使用人	1 箇月以上 2 箇月以内
（独占禁止法違反行為）	
4 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号及び第 10 号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 箇月以上 12 箇月以内
5 市工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認め	当該認定をした日から 3 箇月以

られるとき。	上 1 2 箇月以内
(競売入札妨害又は談合) 6 他の公共機関の職員が締結した建設工事の請負等の契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 0 号に掲げる場合を除く。）。 7 市工事等に係る契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 0 号に掲げる場合を除く。）。 8 他の公共機関の職員が締結した建設工事の請負等の契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 0 号に掲げる場合を除く。）。 9 市工事等に係る契約に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 2 箇月以上 1 2 箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 1 2 箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3 箇月以上 1 2 箇月以内 逮捕又は公訴を知った日から 4 箇月以上 1 2 箇月以内
(重大な独占禁止法違反行為等) 1 0 本市の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、次のア又はイに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。 ア 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6 箇月以上 3 6 箇月以内

を含む。) イ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(建設業法違反) 1 1 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。). 1 2 市工事等に係る契約に関し、建設業法の規定に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(不正又は不誠実な行為) 1 3 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められたとき。 1 4 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 1 5 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「有資格業者の役員等」という。）が、市工事等に係る契約に関し暴力団又は暴力団員等からの不当要求行為や介入（以下「不当介入」という。）を受けたとき、又は当該契約に係る下請契約等の相手方が当該下請契約等に関し不当介入を受けたことを知ったときにおいて、遅滞なくその旨を市及び警察に届け出なかったとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内

別表第3（第2条、第4条、第5条関係）

暴力団又は暴力団員等に基づく措置基準

措置要件	期間
(暴力団又は暴力団員等) 1 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。 2 有資格業者の役員等が、業務に関し不正に利益を得るため又は債務の履行を強要するために暴力団又は暴力団員等を使用したと認められるとき。 3 有資格業者の役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。 4 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と関係を有していると認められるとき。 5 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。 6 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営若しくは運営に実質的に関与している業者であること又は暴力団又は暴力団員等と関係を有している業者と知りながら、下請契約、業務の再委託契約又は資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。	6 箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間 当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内